

資料3-4 生活環境の保全に関する環境基準

(海域その2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
II	水産1種 水産 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下

- (注)
- 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 - 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度